

業務方法書の一部改正について

1. 業務方法書（平成16年5月6日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（目的）</p> <p>第1条 この業務方法書は、<u>金融商品取引法</u>（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第156条の7の規定に基づき、株式会社ほふりクリアリング（以下「当社」という。）が行う<u>金融商品債務引受業</u>（<u>法第2条第28項</u>に規定する<u>金融商品債務引受業</u>をいう。以下同じ。）その他の業務の方法について基本的事項を定める。</p> <p>（<u>金融商品債務引受業等</u>）</p> <p>第2条 当社は、<u>金融商品債務引受業</u>のほか、<u>法第156条の6第1項</u>の業務を行う。</p> <p>（DVP決済）</p> <p>第3条 当社が行う<u>金融商品債務引受業</u>及び前条の業務（以下「<u>金融商品債務引受業等</u>」という。）においては、DVP参加者（第8条第1項に規定するDVP参加者をいう。以下この章において同じ。）の間における有価証券の引渡しと金銭の支払いについて、当社が、この業務方法書（その他の規則を含む。以下第95条を除き、第102条まで、単に「業務方法書」という。）の定めるところにより、成立した清算対象取引（次条に規定する清算対象取引をいう。）に基づく債務の引受けを行うことにより、当社とDVP参加者が相互に債務を負担し、かつ債権を取得したうえで、当該債務及び債権に基づき有価証券の引渡しと金銭の支払いを行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 DVP決済に係る有価証券の引渡しについては、一般振替（株式会社証券保管振替機構</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この業務方法書は、<u>証券取引法</u>（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第156条の7の規定に基づき、株式会社ほふりクリアリング（以下「当社」という。）が行う<u>有価証券債務引受業</u>（<u>法第2条第30項</u>に規定する<u>有価証券債務引受業</u>をいう。以下同じ。）その他の業務の方法について基本的事項を定める。</p> <p>（<u>有価証券債務引受業等</u>）</p> <p>第2条 当社は、<u>有価証券債務引受業</u>のほか、<u>法第156条の6第1項</u>の業務を行う。</p> <p>（DVP決済）</p> <p>第3条 当社が行う<u>有価証券債務引受業</u>及び前条の業務（以下「<u>有価証券債務引受業等</u>」という。）においては、DVP参加者（第8条第1項に規定するDVP参加者をいう。以下この章において同じ。）の間における有価証券の引渡しと金銭の支払いについて、当社が、この業務方法書（その他の規則を含む。以下第95条を除き、第102条まで、単に「業務方法書」という。）の定めるところにより、成立した清算対象取引（次条に規定する清算対象取引をいう。）に基づく債務の引受けを行うことにより、当社とDVP参加者が相互に債務を負担し、かつ債権を取得したうえで、当該債務及び債権に基づき有価証券の引渡しと金銭の支払いを行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 DVP決済に係る有価証券の引渡しについては、一般振替（株式会社証券保管振替機構</p>

(以下「機構」という。)が行う参加者口座(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保管振替法」という。))第6条第1項の規定により株券等の保管及び振替を行うために機構が開設した口座をいう。以下同じ。)の振替(金融商品市場における取引の決済に係る振替を除く。)をいう。)により行うものとする。

(清算対象取引)

第4条 当社の金融商品債務引受業等の対象とする債務の起因となる取引(以下「清算対象取引」という。)は、有価証券の売買その他の当社が定める有価証券と金銭の授受を内容とする取引に基づく債務を履行するために行う有価証券及び金銭の授受とする。

2 (略)

(業務の臨時停止等)

第7条 当社は、必要があると認めるときは、金融商品債務引受業等に係る業務の全部又は一部を臨時に停止し又は臨時に行うことができる。

2 (略)

(DVP参加者)

第8条 DVP参加者とは、清算参加者(法第156条の7第2項第3号に規定する清算参加者をいう。)として、当社が行う金融商品債務引受業等の相手方となるための資格(以下「清算資格」という。)を有する者をいう。

2 (略)

(承認の基準等)

第10条 当社は、前条の申請を行った者(以下「資格取得申請者」という。)について、次の各号に掲げる事項その他金融商品債務引受

(以下「機構」という。)が行う参加者口座(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保管振替法」という。))第6条第1項の規定により株券等の保管及び振替を行うために機構が開設した口座をいう。以下同じ。)の振替(有価証券市場における取引の決済に係る振替を除く。)をいう。)により行うものとする。

(清算対象取引)

第4条 当社の有価証券債務引受業等の対象とする債務の起因となる取引(以下「清算対象取引」という。)は、有価証券の売買その他の当社が定める有価証券と金銭の授受を内容とする取引に基づく債務を履行するために行う有価証券及び金銭の授受とする。

2 (略)

(業務の臨時停止等)

第7条 当社は、必要があると認めるときは、有価証券債務引受業等に係る業務の全部又は一部を臨時に停止し又は臨時に行うことができる。

2 (略)

(DVP参加者)

第8条 DVP参加者とは、清算参加者(法第156条の7第2項第3号に規定する清算参加者をいう。)として、当社が行う有価証券債務引受業等の相手方となるための資格(以下「清算資格」という。)を有する者をいう。

2 (略)

(承認の基準等)

第10条 当社は、前条の申請を行った者(以下「資格取得申請者」という。)について、次の各号に掲げる事項その他有価証券債務引受

業等の運営に関して必要と認める事項すべてに適合すると認めるときは、清算資格の取得を承認するものとする。

(1) 経営の体制

当社の金融商品債務引受業等の運営に鑑みて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど当社が行う金融商品債務引受業等について社会的な信用が十分に確保されると見込まれる健全な経営の体制であること。

(2) 財務基盤

清算資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれること。

a 金融商品取引業者（法第2条第9項に規定する金融商品取引業者のうち、法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。）

(a)～(c) (略)

b 金融商品取引業者以外の者

(a)～(c) (略)

(3) (略)

2～3 (略)

(役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係)

第16条 当社は、DVP参加者の役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係が当社の金融商品債務引受業等の運営に鑑みて適当でないと認めるときは、当該DVP参加者を審問のうえ、理由を示して、その変更を請求することができる。ただし、当該DVP参加者が陳述書を提出したときは、その提出をもって、審問に代えることができる。

業等の運営に関して必要と認める事項すべてに適合すると認めるときは、清算資格の取得を承認するものとする。

(1) 経営の体制

当社の有価証券債務引受業等の運営に鑑みて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど当社が行う有価証券債務引受業等について社会的な信用が十分に確保されると見込まれる健全な経営の体制であること。

(2) 財務基盤

清算資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれること。

a 証券会社（法第2条第9項に規定する証券会社をいう。以下同じ。）又は外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和46年法律第5号）第2条第2号に掲げる外国証券会社をいう。以下同じ。）

(a)～(c) (略)

b 証券会社又は外国証券会社以外の者

(a)～(c) (略)

(3) (略)

2～3 (略)

(役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係)

第16条 当社は、DVP参加者の役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係が当社の有価証券債務引受業等の運営に鑑みて適当でないと認めるときは、当該DVP参加者を審問のうえ、理由を示して、その変更を請求することができる。ただし、当該DVP参加者が陳述書を提出したときは、その提出をもって、審問に代えることができる。

<p>2～5 (略)</p> <p>(免責)</p> <p>第20条 当社は、DVP参加者が当社との間の<u>金融商品債務引受業</u>等に係る業務に関して損害を受けることがあっても、当社に故意又は重大な過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めに任じない。</p> <p>(届出事項)</p> <p>第21条 DVP参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当社が定めるところにより、あらかじめその内容を当社に届け出なければならない。</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) <u>事業</u>(当該事業が、その全部又は一部の廃止により、当該DVP参加者が保管振替法第6条第1項各号のいずれにも該当しなくなるものである場合であって、DVP決済に係るものに限る。<u>以下同じ。</u>)の全部又は一部の廃止</p> <p>(4)(5) (略)</p> <p>(6) 分割による<u>事業</u>の全部又は一部の他の<u>法人</u>への承継</p> <p>(7) <u>事業</u>の全部又は一部の譲渡</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 分割による<u>事業</u>の全部又は一部の他の者からの承継</p> <p>(10) <u>事業</u>の全部又は一部の譲受け</p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>(資料提出又は調査)</p> <p>第23条 当社は、DVP参加者によるこの業務方法書の遵守の状況の調査のため必要があると認めるときその他当社の<u>金融商品債務引受業</u>等の運営上必要があると認めるときは、当該DVP参加者に対し、その理由を示して、当該D</p>	<p>2～5 (略)</p> <p>(免責)</p> <p>第20条 当社は、DVP参加者が当社との間の<u>有価証券債務引受業</u>等に係る業務に関して損害を受けることがあっても、当社に故意又は重大な過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めに任じない。</p> <p>(届出事項)</p> <p>第21条 DVP参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当社が定めるところにより、あらかじめその内容を当社に届け出なければならない。</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) <u>営業又は事業</u>(当該事業が、その全部又は一部の廃止により、当該DVP参加者が保管振替法第6条第1項各号のいずれにも該当しなくなるものである場合であって、DVP決済に係るものに限る。<u>以下単に「営業」という。</u>)の全部又は一部の廃止</p> <p>(4)(5) (略)</p> <p>(6) 分割による<u>営業</u>の全部又は一部の他の<u>会社</u>への承継</p> <p>(7) <u>営業</u>の全部又は一部の譲渡</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 分割による<u>営業</u>の全部又は一部の他の者からの承継</p> <p>(10) <u>営業</u>の全部又は一部の譲受け</p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>(資料提出又は調査)</p> <p>第23条 当社は、DVP参加者によるこの業務方法書の遵守の状況の調査のため必要があると認めるときその他当社の<u>有価証券債務引受業</u>等の運営上必要があると認めるときは、当該DVP参加者に対し、その理由を示して、</p>
--	--

V P参加者の当社の金融商品債務引受業等に係る事業又は財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当社の職員をして当該D V P参加者の事業若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(清算資格の喪失申請者に係る未履行債務の取扱い)

第26条 (略)

2 D V P参加者は、前項の場合において、清算資格の喪失と同時に、清算資格を取得する者又は清算資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する等の場合で、あらかじめ当該D V P参加者の未履行債務をすべて履行させる必要がないと当社が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当社が認める範囲において、当初の期限どおり履行することができる。

(清算資格の喪失申請者に係る債務の引受けの停止)

第27条 (略)

2 当社は、資格喪失申請者が、その喪失と同時に、清算資格を取得する者若しくは清算資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ若しくは事業を譲渡する等の場合で、当該資格喪失申請者の未履行債務につきあらかじめ履行させる必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該資格喪失申請者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部を停止しないことができる。

(D V P参加者の業務方法書違反等に係る措置)

第30条 当社は、D V P参加者が次の各号の

当該D V P参加者の当社の有価証券債務引受業等に係る営業又は財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当社の職員をして当該D V P参加者の営業若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(清算資格の喪失申請者に係る未履行債務の取扱い)

第26条 (略)

2 D V P参加者は、前項の場合において、清算資格の喪失と同時に、清算資格を取得する者又は清算資格を有する者に合併され、分割により営業を承継させ又は営業を譲渡する等の場合で、あらかじめ当該D V P参加者の未履行債務をすべて履行させる必要がないと当社が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当社が認める範囲において、当初の期限どおり履行することができる。

(清算資格の喪失申請者に係る債務の引受けの停止)

第27条 (略)

2 当社は、資格喪失申請者が、その喪失と同時に、清算資格を取得する者若しくは清算資格を有する者に合併され、分割により営業を承継させ若しくは営業を譲渡する等の場合で、当該資格喪失申請者の未履行債務につきあらかじめ履行させる必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該資格喪失申請者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部を停止しないことができる。

(D V P参加者の業務方法書違反等に係る措置)

第30条 当社は、D V P参加者が次の各号の

いずれかに該当することとなったと認める場合には、当該DVP参加者を審問のうえ、当該DVP参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は当該DVP参加者の清算資格の取消しを行うことができる。この場合において、清算資格の取消しについては、当社の取締役会の決議を要するものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 前各号のほか、DVP参加者がこの業務方法書に違反したとき、又はDVP参加者が当社若しくはDVP参加者の信用を失墜させた場合において金融商品債務引受業等の運営に鑑みて必要であるとき。

2 当社は、DVP参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該DVP参加者を審問のうえ、理由を示して、当該DVP参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止その他当社が必要かつ適当と認める措置を行うことができる。

(1) (略)

(2) 総株主の議決権(株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。)又は出資に係る議決権の過半数が当社の金融商品債務引受業等の運営に鑑みて適当でないと認められる者によって保有されるに至ったとき。

(3) 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、DVP参加者に対し役員と同等以上の支配力を有する者が、当社の金融商品債務引受業等の運営に鑑みて適当でないと認められるとき。

いずれかに該当することとなったと認める場合には、当該DVP参加者を審問のうえ、当該DVP参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は当該DVP参加者の清算資格の取消しを行うことができる。この場合において、清算資格の取消しについては、当社の取締役会の決議を要するものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 前各号のほか、DVP参加者がこの業務方法書に違反したとき、又はDVP参加者が当社若しくはDVP参加者の信用を失墜させた場合において有価証券債務引受業等の運営に鑑みて必要であるとき。

2 当社は、DVP参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該DVP参加者を審問のうえ、理由を示して、当該DVP参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止その他当社が必要かつ適当と認める措置を行うことができる。

(1) (略)

(2) 総株主の議決権(株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。)又は出資に係る議決権の過半数が当社の有価証券債務引受業等の運営に鑑みて適当でないと認められる者によって保有されるに至ったとき。

(3) 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、DVP参加者に対し役員と同等以上の支配力を有する者が、当社の有価証券債務引受業等の運営に鑑みて適当でないと認められるとき。

<p>3 当社は、D V P参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該D V P参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該D V P参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 純財産額 (<u>金融商品取引業者</u>以外の者にあつては、純資産額) が3億円を下回ったとき。</p> <p>(3) <u>金融商品取引業者</u>について、自己資本規制比率が120パーセントを下回ったとき。</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 当社は、D V P参加者が第21条第1号から第7号までのいずれかに掲げる行為 (同条第6号にあつては事業の全部の承継、第7号にあつては事業の全部の譲渡に限る。) をしようとする場合において、清算資格の喪失の申請を行わないときは、当該D V P参加者を審問のうえ、当該D V P参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止を行うことができる。</p> <p>(D V P参加者に対する勧告)</p> <p>第35条 当社は、D V P参加者の業務又は財産の状況が、当社の<u>金融商品債務引受業</u>等の運営に鑑みて、適当でないと認めるときは、当該D V P参加者に対し、適切な措置を講ずることを勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(債務の引受けの申込み)</p> <p>第39条 D V P参加者は、当社の<u>金融商品債務引受業</u>等として行う清算対象取引に基づく</p>	<p>3 当社は、D V P参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該D V P参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該D V P参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 純財産額 (<u>証券会社又は外国証券会社</u>以外の者にあつては、純資産額) が3億円を下回ったとき。</p> <p>(3) <u>証券会社又は外国証券会社</u>について、自己資本規制比率が120パーセントを下回ったとき。</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 当社は、D V P参加者が第21条第1号から第7号までのいずれかに掲げる行為 (同条第6号にあつては営業の全部の承継、第7号にあつては営業の全部の譲渡に限る。) をしようとする場合において、清算資格の喪失の申請を行わないときは、当該D V P参加者を審問のうえ、当該D V P参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止を行うことができる。</p> <p>(D V P参加者に対する勧告)</p> <p>第35条 当社は、D V P参加者の業務又は財産の状況が、当社の<u>有価証券債務引受業</u>等の運営に鑑みて、適当でないと認めるときは、当該D V P参加者に対し、適切な措置を講ずることを勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(債務の引受けの申込み)</p> <p>第39条 D V P参加者は、当社の<u>有価証券債務引受業</u>等として行う清算対象取引に基づく</p>
--	--

債務を当社に引き受けさせようとする場合には、一の清算対象取引ごとに、当該清算対象取引において対象有価証券の引渡しの債務を負担するDVP参加者（以下「渡方DVP参加者」という。）及び当該清算対象取引の相手方となるDVP参加者（以下「受方DVP参加者」という。）は、当社に対し債務の引受けの申込みを行わなければならない。

2～3 （略）

（決済不履行の場合における措置）

第82条 当社は、DVP参加者が参加者決済額に係る支払債務その他この業務方法書に基づく当社に対する債務を履行しないとき又はそのおそれがあると認めるとき（決済銀行指定参加者については、当該決済銀行指定参加者が指定する決済銀行により不承認通知又は追加不承認通知が行われた場合を含む。）は、当社が必要と認める範囲において当社が必要と認める期間、当該DVP参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの停止並びに当社が当該DVP参加者の決済促進送金預託残高の返還、参加者基金預託残高の返還、担保指定証券残高の返還及び証券振替の完了の停止（以下、総称して「債務引受停止等の措置」という。）を行うことができる。

2 （略）

（差引計算）

第85条 （略）

2 前項の場合において、債務の充当の順序については、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、当社が当社の債権保全の観点から必要と認める場合はこの限りでない。

（1） （略）

債務を当社に引き受けさせようとする場合には、一の清算対象取引ごとに、当該清算対象取引において対象有価証券の引渡しの債務を負担するDVP参加者（以下「渡方DVP参加者」という。）及び当該清算対象取引の相手方となるDVP参加者（以下「受方DVP参加者」という。）は、当社に対し債務の引受けの申込みを行わなければならない。

2～3 （略）

（決済不履行の場合における措置）

第82条 当社は、DVP参加者が参加者決済額に係る支払債務その他この業務方法書に基づく当社に対する債務を履行しないとき又はそのおそれがあると認めるとき（決済銀行指定参加者については、当該決済銀行指定参加者が指定する決済銀行により不承認通知又は追加不承認通知が行われた場合を含む。）は、当社が必要と認める範囲において当社が必要と認める期間、当該DVP参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの停止並びに当社が当該DVP参加者の決済促進送金預託残高の返還、参加者基金預託残高の返還、担保指定証券預託残高の返還及び証券振替の完了の停止（以下、総称して「債務引受停止等の措置」という。）を行うことができる。

2 （略）

（差引計算）

第85条 （略）

2 前項の場合において、債務の充当の順序については、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、当社が当社の債権保全の観点から必要と認める場合はこの限りでない。

（1） （略）

(2) この業務方法書に基づく当社の当該 D V P 参加者に対する債務のうち金銭支払返還債務により、この業務方法書に基づく当該 D V P 参加者の参加者決済額に係る支払債務全てを消滅させるに足りない場合に、当社は、有価証券引渡返還債務について、次に掲げる順序に従い、その残額債務を消滅させるに必要な範囲で充当するものとする。

- a 担保指定証券残高の返還債務
- b 証券振替の完了に係る対象有価証券の引渡債務

3 ~ 8 (略)

(確保資産の処分)

第 8 6 条 当社は、D V P 参加者が前 2 条の適用を受けたときは、当該 D V P 参加者の担保指定証券残高又は受入予定証券残高と同種、同量の有価証券について、前 2 条の規定により返還債務又は引渡債務が消滅した範囲で、金融商品市場における売却その他当社が適当と認める方法による換価又は担保供与を行うことができる。

2 (略)

(事務の委任)

第 9 8 条 当社は、金融商品債務引受業等に関し、当社が指定する者に当社が定める事務を委任することができる。

2 ~ 3 (略)

(金融商品債務引受業等に関する必要事項の決定)

第 9 9 条 当社は、この業務方法書に定める事項のほか、金融商品債務引受業等に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

(2) この業務方法書に基づく当社の当該 D V P 参加者に対する債務のうち金銭引渡返還債務により、この業務方法書に基づく当該 D V P 参加者の参加者決済額に係る支払債務全てを消滅させるに足りない場合に、当社は、有価証券引渡返還債務について、次に掲げる順序に従い、その残額債務を消滅させるに必要な範囲で充当するものとする。

- a 担保指定証券残高の返還債務
- b 証券振替の完了に係る対象有価証券の引渡債務

3 ~ 8 (略)

(確保資産の処分)

第 8 6 条 当社は、D V P 参加者が前 2 条の適用を受けたときは、当該 D V P 参加者の担保指定証券残高又は受入予定証券残高と同種、同量の有価証券について、前 2 条の規定により返還債務又は引渡債務が消滅した範囲で、有価証券市場における売却その他当社が適当と認める方法による換価又は担保供与を行うことができる。

2 (略)

(事務の委任)

第 9 8 条 当社は、有価証券債務引受業等に関し、当社が指定する者に当社が定める事務を委任することができる。

2 ~ 3 (略)

(有価証券債務引受業等に関する必要事項の決定)

第 9 9 条 当社は、この業務方法書に定める事項のほか、有価証券債務引受業等に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

<p>(附帯業務)</p> <p>第 1 0 0 条 当社は、<u>金融商品債務引受業等</u>に 附帯する業務を行う。</p>	<p>(附帯業務)</p> <p>第 1 0 0 条 当社は、<u>有価証券債務引受業等</u>に 附帯する業務を行う。</p>
--	--

2 . 附 則

この改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 6 5 号）の施行の日（平成 1 9 年 9 月 3 0 日）から施行する。

以 上